

令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理）

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例（平成 6 年伊勢原市条例第 1 5 号）第 9 条第 1 項の規定により、伊勢原市が実施するごみ処理に関する計画を定めるものである。

2 一般廃棄物（ごみ）の排出処理

（1）計画区域

伊勢原市全域

（2）計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（3）年間の排出量及び処理量の見込み

単位：トン

種 類		計画処理量
燃やすごみ （ ）内は事業系ごみ		2 1 , 4 9 0 (4 , 7 6 5)
不燃物		6 4 5
粗大ごみ		6 2 3
ペットボトル		3 1 0
資源プラスチック		1 , 0 4 8
ガラスびん		5 8 5
古紙類	新聞	2 4 7
	雑誌・書籍（雑紙含む）	1 , 4 1 3
	段ボール	7 4 7
	紙パック	3 0
缶類	スチール缶・アルミ缶	2 3 0
衣類・古布		2 6 1
廃食用油		3 1
布団		4 8
草木類（せん定枝、刈草、落ち葉等）		1 , 7 6 7
木質系粗大ごみ		9 9
小型家電		6
合 計		2 9 , 5 8 0

3 一般廃棄物の排出抑制・資源化施策

（1）ごみの排出抑制

ア 家庭ごみ

（ア）ごみを出さないライフスタイルへの転換の促進

（イ）生ごみの減量促進

（ウ）店頭回収の促進

イ 事業系ごみ

（ア）事業者への指導強化

（イ）許可業者への指導強化

(2) 資源化施策

ア 資源分別の促進

イ 草木類の資源化の推進

ウ 木質系粗大ごみの資源化の推進

4 ごみの処理・処分の主体及び方法

(1) 家庭ごみ

分別区分		処理処分の主体及び方法		
		収集運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ		市【委託】 自己搬入	はだのクリーンセンター (焼却処理)	秦野市伊勢原市環境衛生組合 (資源化処理・埋立処分)
不燃物		市【直営】 自己搬入	伊勢原清掃工場 (選別・破砕)	〃
粗大ごみ		市【直営】	伊勢原清掃工場 (選別・破砕) 資源化事業者	〃 資源化事業者 (資源化処理)
ガラス びん	無色	市【委託】	資源リサイクルセンター (選別・保管)	資源化事業者 (資源化処理)
	茶色			
	その他			
資源プラスチック		市【委託】	資源リサイクルセンター (破袋・選別・圧縮・梱包・保管)	資源化事業者 (資源化処理)
ペットボトル		市【委託】 資源回収事業者	資源化事業者 (破袋・選別・ 圧縮・梱包) 資源リサイクルセンター (保管)	資源化事業者 (資源化処理)
古紙類	新聞			
	雑誌・書籍 (雑紙含む)			
	段ボール			
	紙パック			
缶類	スチール缶 ・アルミ缶	資源問屋 (破袋・圧縮・ 保管)		
衣類・古布		市【直営】 自己搬入	資源化事業者	資源化事業者 (資源化処理)
廃食用油				
草木類		市【直営】 自己搬入	資源化事業者	資源化事業者 (資源化処理)
小型家電・小型充電式電池 (ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)		拠点回収	福祉事務所 資源化事業者	資源化事業者 (資源化処理)

(2) 事業系ごみ

分別区分	処理・処分の主体及び方法		
	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	許可業者 自己搬入 市【委託】	はだのクリーンセンター (焼却処理)	秦野市伊勢原市環境衛生組合
資源物	許可業者 自己搬入	資源化事業者	資源化

(3) その他

分別区分	処理・処分の主体及び方法		
	収集主体	中間処理	最終処分
家電4品目	市【直営】 自己搬入	特定家庭用機器再商品 化法（以下、家電リサ イクル法） 指定引取場所	資源化

5 実施計画

(1) ごみの区分

ア 家庭ごみ

家庭から排出されるごみについては、ごみ減量化・資源化を図るものとし、排出に当たっては「いせはら分別ガイド」の分別区分などのルールに基づき処理する。

収集方式及び頻度

種 類	収集方式（収集頻度）
燃やすごみ	ステーション回収（週2回）
不燃物	ステーション回収（月2回）
古紙・缶類等の資源物	ステーション回収（月2回）
資源プラスチック	ステーション回収（週1回）
粗大ごみ	戸別回収若しくは自己搬入
家電4品目	戸別回収若しくは自己搬入
草木類（せん定枝、刈草、落ち葉等）	ステーション回収（週1回） 戸別回収若しくは自己搬入

※「いせはら分別ガイド」に基づき種類ごとに排出する。

イ 事業系ごみ

(ア) 収集及び処理

事業活動に伴って排出されるごみは、ごみの減量化・資源化を図るものとし、事業活動する者の責任において自ら適正に処理することを原則とする。

排出者は、秦野市伊勢原市環境衛生組合において処理を行う場合、自ら搬入するか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。ただし、市がやむ得ない事情があると認める場合に限り、家庭から排出されるごみの分別、排出方法に従い、排出することができる。

(イ) 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

一般廃棄物の収集運搬業の許可については、現行の処理体制において、一般廃棄物の適正な処理が継続的かつ安定的に確保されているため、法令又は一般廃棄物を資源化する等の事由が生じない場合を除き行わない。

ウ 市が収集・運搬、処理を行わないごみ

(ア) 個別リサイクル法等により処理すべき廃棄物

ただし、家電リサイクル法に規定する廃棄物に関しては、指定引取場所まで、市が収集・運搬又は排出者自ら自己搬入することができる。

(イ) 排出禁止物

伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例第22条で定めるもの。

(ウ) 産業廃棄物

市が収集・運搬、処理を行わないごみ

区分	品目の例示	排出方法
家電リサイクル法 対象品目 ※処理を行わない	エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	販売店や製造業者、専門の処理業者、工業者に依頼する。
広域認定制度 対象品目	バイク、FRP船、インクカートリッジ、消火器、ボタン電池、火薬	
自動車リサイクル法 対象品目	自動車	
資源有効利用促進法 対象品目	デスクトップ型パソコン、密閉型鉛蓄電池（小型シール鉛電池）など	ボタン電池は回収協力店に依頼する。

区分	品目の例示	排出方法
<p>有害物質を含むもの、危険性のあるもの、著しく悪臭の発するもの、容積又は重量の著しく大きいもの</p> <p>市の行う処理に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの</p>	<p>石、砂利、砂、土、ブロック、レンガなど、医療廃棄物、ウォーターベッド、白（うす）、オイル、オートバイ、原付バイク、オルガン、温水器（電気、ガス）、カーポート、ガスボンベ、瓦、金庫（耐火性）、建築廃材、コンクリートがら、サーフボード、ウインドサーフィンボード、自動車部品・オートバイ部品等</p> <p>（マフラー、バンパー、シート、サスペンション、ホイール）、消火器、洗面台、葬祭用品（仏壇・仏具等）、ソーラーパネル、タイヤ（自動車用・オートバイ用）、タイル、畳、断熱材、漬物石（市販のもの）、電子オルガン、電子ピアノ、灯油、トナーカートリッジ、ドラム缶、塗料、流し台、農機具、農薬・薬品など、バッテリー（鉛電池）、ピアノ、風呂桶・風呂釜、プロパンガスボンベ、ペンキ、便器・洗面台、ボイラー、ボーリングの玉、モルタル、浴槽、レジスターなど</p>	<p>販売店や製造業者、専門の処理業者、工事業者に依頼する。</p>

エ 市が収集・運搬を行わないごみ

遺品整理や引っ越し、解体工事などにより一時的に多量に発生する家庭ごみや処理困難物等については、市は収集・運搬は行わないものとする。一時的に多量のごみを排出する場合は、排出者自ら搬入する又は、一般廃棄物収集運搬業（家庭系臨時一般廃棄物）の許可を受けた事業者へ排出者が処理の依頼をする。

(2) 処理施設の概要

ごみは、処理区分に従い、次の施設において適正に処理を図る。

ア 中間処理施設

名 称	はだのクリーンセンター
所 在 地	秦野市曾屋4624
処理能力	100 t / 日 2基

名 称	伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設
所 在 地	伊勢原市三ノ宮1918
処理能力	圧縮施設 12 t / 5 h 1基 破砕施設 30 t / 5 h 1基

名 称	伊勢原市資源リサイクルセンター
所 在 地	伊勢原市下糟屋1280-1
処理能力	4.5 t / 日 1基

イ 再生処理施設

名 称	オリックス資源循環(株)
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町
処理能力	450 t / 日

名 称	ツネイシカムテックス(株) 埼玉工場
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町
処理能力	315 t / 日

名 称	太平洋セメント(株) 藤原工場
所 在 地	三重県いなべ市
処理能力	6,200 t / 日

名 称	群桐エコロ(株) 群馬ハイブリットクリーンセンター
所 在 地	群馬県太田市
処理能力	39,600 t / 年

名 称	中部リサイクル(株)
所 在 地	愛知県名古屋市
処理能力	36,000 t / 年

名 称	メルテック(株)
所 在 地	栃木県小山市 神奈川県横須賀市
処理能力	45,000 t / 年

名 称	新日本電工(株)
所 在 地	茨城県鹿嶋市
処理能力	130,000 t / 年

名 称	メルテックいわき(株)
所 在 地	福島県いわき市
処理能力	158.5 t / 日

名 称	JFE条鋼(株) 鹿島製造所
所 在 地	茨城県神栖市
処理能力	840 t / 日

名 称	野村興産(株) イトムカ鉱業所及び関西工場
所 在 地	北海道北見市、大阪府大阪市
処理能力	焙焼：38.78 t / 日 (イトムカ鉱業所) 破砕：11.5 t / 日 (関西工場) 選別：12 t / 日 (関西工場)

名 称	エコシステム千葉(株)
所 在 地	千葉県袖ヶ浦市
処理能力	600 t / 日

ウ 最終処分場

名 称	飯山陸送(株) ハサマ第二処分場
所 在 地	長野県中野市
埋立容量	248,074 m ³

名 称	三重中央開発(株) 管理型最終処分場
所 在 地	三重県伊賀市
埋立容量	12,807,077 m ³

名 称	ジークライト(株) エコポート最終処分場
所 在 地	山形県米沢市
埋立容量	4,270,673 m ³

名 称	エコシステム花岡(株) 第2最終処分場
所 在 地	秋田県大館市
埋立容量	1,083,954 m ³